

新居浜工業高等専門学校学生の懲戒に関する規程

平成13年6月1日規程第6号

最終改正 令和2年1月24日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校学則第36条の規定により懲戒を行うときは、この規程の定めるところによる。

(違反行為の報告)

第2条 学生主事は、懲戒等に該当すると思われる学生の行為(以下「事案」という。)を知ったときは、直ちに校長に報告するとともに、当該事案について、事実確認のための調査に当たるものとする。

(事情聴取等)

第3条 学生主事は、前条の調査に当たり、当該学生に対し、事情の聴取を行うものとする。

2 前項の事情の聴取に当たっては、当該学生に弁明の機会を与えるものとする。

(懲戒委員会の審議)

第4条 校長は、当該事案が窃盗、傷害、暴行、金銭強要等「退学」も含めて検討する必要があると判断したときは、懲戒委員会を設置することができる。

2 懲戒委員会は、懲戒の要否並びに懲戒の種類及び程度を審議する。

3 懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成するものとする。なお、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(1) 校長

(2) 副校長(総務企画担当)

(3) 教務主事

(4) 学生主事

(5) 専攻科長又は当該学生が所属する学科主任

(6) 事務部長

(学生支援委員会の審議)

第5条 校長は、当該事案が前条に規定する事案以外のものであると判断したときは、学生支援委員会において懲戒の要否並びに懲戒の種類及び程度を審議させるものとする。

(懲戒の決定等)

第6条 校長は、懲戒委員会又は学生支援委員会の審議の結果に基づき、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

2 校長は、必要に応じて、当該学生に自宅謹慎を命じることができる。

3 前項の規定により自宅謹慎とした学生の懲戒が停学であったときは、当該自宅謹慎の期間は停学期間に算入することができる。

4 校長は、懲戒を決定したときは、当該学生に懲戒処分書を交付するものとする。

(教育的措置)

第7条 校長は、行為の程度が軽微であり、情状の余地があると判断したときは、次の各号に掲げる教育的措置を学生主事に行わせることができる。

(1) 説諭 保護者同伴のもと当該学生に対し、口頭による嚴重注意を行い強く反省を求めらる。

(2) 注意 当該学生に対し、口頭による注意を行い反省を求めらる。

(学籍の異動)

第8条 校長は、懲戒処分を決定する前に当該学生から退学又は休学の願ひ出があつたときは、これを受理しないものとする。

2 校長は、停学となつた学生から停学期間を含む休学の願ひ出があつたときは、これを受理しないものとする。

3 休学中の学生が停学となつたときの停学期間は、当該休学期間終了後とする。

(報告)

第9条 校長は、懲戒を行つたときは、速やかに運営會議に報告するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年8月9日 一部改正)

この規程は、平成30年8月9日から施行する。

附 則 (令和2年1月24日 一部改正)

この規程は、令和2年1月24日から施行する。